

特定技能外国人受入れ事業規程

東海地区型梓工事協同組合

2019年8月20日制定

東海地区型枠工事協同組合 特定技能外国人受入れ事業規程

(目 的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、東海地区型枠工事協同組合（以下「本組合」という。）の行う本規程に定める事業の会員となること（以下「入会」という。）を希望し、かつ本組合がその東海支部である(一社)日本型枠工事業協会（以下「協会」という。）の特定会員となることを希望する事業者を会員として受け入れる事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 第1条に定める本事業の会員を本組合の特定会員と称する。

2 前項の特定会員（以下「特定会員」という。）となる資格を有する者は、本組合の定款（以下「定款」という。）第3条に定める地区内に事業場を有し、在留資格「特定技能」を有する外国人を自社において雇用する者で、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けて型枠工事関連業を営む者とする。

3 特定会員は定款に定める本組合の組員（以下「組員」という。）の有する権利及び義務を有しない。

(入会申込書)

第3条 本事業の特定会員になろうとする者（以下「入会希望者」という。）は、「入会申込書」（様式1）を本組合の理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 前項の入会希望者は前項の入会申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヵ月以内に発行されたもの）
- 二 建設業許可証の写し（有効期限以内のもの）
- 三 国土交通省に提出する「建設特定技能受入計画認定申請書」の別紙（様式第1（第3条関係））「1号特定技能外国人受入リスト」（様式3）
- 四 建設業界共通行動規範の遵守及び会費等支払いに係る誓約書（様式4）

3 第1項の入会希望者は、協会の定める「入退会及び会費に関する規程」（以下「協会規程」という。）に従い、協会の特定会員として入会するために必要な書類を理事長に提出するものとする。

(入会の承認)

第4条 理事長は、前条第1項に定める「入会申込書」及び同条第2項に掲げる書類を受理したときは、本組合の理事会に諮り、入会の諾否について理事会の議決を受けなければならない。

(会員証明書等の発行)

第5条 理事長は、第4条に定める入会の承認を受けた特定会員に対し、特定会員が第6条に定める入会金及び第7条に定める会費を納入後速やかに、「会員証明書」(様式5)を交付する。

- 2 理事長は、特定会員が第6条に定める入会金及び第7条に定める会費を納入しないときは前項の「会員証明書」を交付しない。
- 3 理事長は、在留資格「特定技能」を有する外国人を受け入れる組合員(以下「特定技能外国人受入組合員」という。)に対し、求めに応じて「会員証明書」を交付する。
- 4 理事長は、「会員証明書」を発行した特定技能外国人受入組合員及び特定会員を台帳に登録する。
- 5 理事長は、特定技能外国人受入組合員が定款第12条に定める脱退をしたとき、同第13条に定める除名されたとき若しくは第10条に定める資格を喪失したとき、又は特定会員が第9条に定める退会をしたとき若しくは第10条に定める会員資格を喪失したときは、前項の台帳から登録を削除する。

(入会金)

第6条 特定会員は入会するとき、次の入会金を納入しなければならない。

金5,000円

- 2 協会に納入する入会金は協会規程に定める。
- 3 協会に納入する入会金は本組合に納入しなければならない。
- 4 本組合に納入された第1項及び第3項の入会金は返金しない。

(会費)

第7条 特定会員は、次の会費を納入しなければならない。

金20,000円(年額)

- 2 協会に納入する会費は協会規程に定める。
- 3 協会に納入する会費は本組合に納入しなければならない。
- 4 特定会員は第1項及び第2項に定める会費を入会時若しくは会計年度の初めに全額を本組合に納入しなければならない。
- 5 本組合に納入された第1項及び第3項の会費は返金しない。

(受入負担金)

第8条 特定技能外国人受入組合員及び特定会員は別表に定める受入負担金を本組合に納入しなければならない。受入負担金の納入については別に定める。

2 本組合に納入した受入負担金は理事長が協会に納入し、協会が(一社)建設技能人材機構に納入する。

(退 会)

第9条 特定会員が退会するときは、「退会届」(様式2)を理事長に届け出て、理事長の確認を受けるものとする。

2 特定会員が退会するときは、協会の規程に基づき退会の届け出を理事長に提出する。

3 理事長は特定会員より前項に定める退会の届け出を受理したときは、確認の後協会に提出するものとする。

(資格の喪失)

第10条 特定技能外国人受入組合員及び特定会員は、定款第13条2項の定めに係わらず第6条に定める入会金、第7条に定める会費又は第8条に定める受入負担金を、本組合の請求のあった日より2月後までに納入しないときは、その資格を喪失する。

2 特定技能外国人受入組合員及び特定会員は、第3条第2項第4号に定める建設業界共通行動規範に反する行為を行ったときは、その資格を喪失する。

(通 報)

第11条 本組合は、特定技能外国人受入組合員若しくは特定会員が第9条に定める退会をしたとき又は第10条に定める資格を喪失したときは、速やかに協会に通報する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、理事会の議決の日から施行する。

受入負担金

対象となる特定技能外国人の別	1人あたり受入負担金の月額
試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受ける場合）	2万5千円（参考：年額30万円）
試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受けない場合）	1万5千円（参考：年額18万円）
試験免除者（技能実習2号修了者等）	1万2千5百円（参考：年額15万円）